

御堂筋完成80周年記念事業に係る将来ビジョン策定業務委託募集要項(公募型プロポーザル)

1 案件名称

御堂筋完成80周年記念事業に係る将来ビジョン策定業務委託

2 事業内容に関する事項

(1) 目的と概要

本業務は、御堂筋完成80周年記念事業の基本コンセプトに基づき、御堂筋の将来ビジョンを策定するにあたり、将来ビジョンの検討と並行してシンポジウム、各種ワークショップ及び各種委員会等の資料作成補助業務を行うとともに、それらの業務をもとに御堂筋の将来ビジョンをとりまとめ、記念誌を作成するものである。なお、詳細は、「御堂筋完成80周年記念事業に係る将来ビジョン策定業務委託仕様書」のとおりとする。

<基本コンセプト>「みち」から未来を考える

- ① 【過去を学ぶ】これまで御堂筋が果たしてきた役割・功績を振り返る
- ② 【現在(いま)を見つめる】御堂筋を取り巻く現状や進行中の取組みを踏まえる
- ③ 【未来を考える】人中心のみちへと空間再編をめざす今後の御堂筋のあり方や、民間と連携したまちづくりのあり方などを議論する

(2) 契約上限額

金18,000千円(消費税等相当額含む。)

(3) 契約期間

契約締結日から平成30年3月30日(金)まで

(4) 履行場所

御堂筋完成80周年記念事業推進委員会事務局 指定場所

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含むものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 業務内容

(1) 全体の行事日程(予定)

推進委員会	平成29年12月、平成30年3月
実行委員会	平成29年8月、10月、平成30年2月
シンポジウム	平成29年11月
各ワークショップ	随時

(2) 業務内容

主な業務内容は次のとおりである。

1. 将来ビジョン策定・とりまとめ業務
2. 将来ビジョンの検討
 - ア. 利活用方策検討のための現況分析
 - イ. 賑わいづくりのための官民連携方策検討
3. 総括ワーキングにおける資料作成補助業務
4. ワークショップ（道路における官民連携）の資料作成補助業務
5. 推進委員会、実行委員会の資料作成補助業務
6. 事業推進・機運向上への取り組みの検討・提案
7. 記念誌作成

[その他留意事項]

- ・詳細については、御堂筋完成 80 周年記念事業に係る将来ビジョン策定業務委託仕様書のとおりとする。
- ・本件業務に付随するすべての経費を含む。

4 契約に関する事項

(1) 契約方法

選定された受注者は、契約上限内の価格において、技術提案書に基づき担当者と詳細な内容について協議し、協議内容を反映させた業務委託仕様書を確認したのちに、大阪市契約規則の各条項に準じて、委託契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等
- ② 将来ビジョン策定・とりまとめ、将来ビジョンの検討、推進委員会、実

行委員会の補助業務、事業推進・機運向上への取り組みの検討・提案

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、業務委託契約書第16条第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

ア 業務委託料を変更する場合については、原則として、発注者と受注者の協議により決定する。

5 参加資格

次の各号に掲げる条件を満たす法人等（法人登記済みの事業協同組合等を含む。）であって、発注者の資格審査においてその資格を認めたものに限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

ア 公募型技術提案（プロポーザル）参加申出時において、平成28・29年度大阪市の入札参加有資格者名簿において、次の登録を行っていること。

承認種目「500建設コンサルタント」

承認項目「511都市計画及び地方計画」及び「504道路」

イ 平成19年度以降に、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による、次に示す2つの「規定業務」のうち、いずれかの業務について、元請実績を有していること。

1. 道路の空間再編に関する検討業務

2. 公共空間の再編に関する検討業務

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 公募型技術提案（プロポーザル）参加申出時に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

オ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

カ 配置予定技術者として、直接雇用関係を有する者を配置できること。

キ 管理技術者・照査技術者について、下記①～④の資格のいずれかに該当するものとする。

① 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都

市及び地方計画」または「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

② 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「都市及び地方計画」または「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

③ 上記①・②と同等の能力と経験を有するもの。(ただし、国土交通大臣(旧建設大臣)が同程度の知識及び技術を有する者と認定したもの。)

④ R C C M(「都市計画及び地方計画部門」または「道路部門」)の資格を有し、登録を受けている者。

6 スケジュール(予定)

公募開始	平成29年5月26日(金)
質問受付期間	平成29年5月26日(金)～6月2日(金)
質問への回答	平成29年6月7日(水)
参加申込期間	平成29年5月26日(金)～6月9日(金)
参加資格審査結果通知	平成29年6月14日(水)
技術提案書の提出期限	平成29年6月23日(金)
技術提案会(プレゼンテーション)	平成29年6月下旬
契約予定者の選定(選定会議)	平成29年6月下旬
選定結果の結果通知	平成29年6月下旬
契約締結・業務開始	平成29年7月上旬

7 応募手続き

(1) 公募型技術提案の参加申込み

ア 受付期間：平成29年5月26日(金)～6月9日(金)午後3時(必着)

イ 申込方法：本要項第11項に記載の問い合わせ先まで、次の書類を持参すること。郵送、電子メール等による申請は受け付けない。

ウ 申込書類：

- ① 公募型プロポーザル参加申請書(様式2)
- ② 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式3)
- ③ 業務実績調書(様式4)
- ④ 業務実施体制書(様式5)
- ⑤ 決算報告書(直近3期分)

エ 参加申込関係書類の作成及び提出にかかる費用は、申込者の負担とする。

オ 参加資格審査結果：平成29年6月14日(水)に申込者のメールアドレス宛てに審査結果を送信します。

(2) 質問・回答

- ア 受付期間：平成29年5月26日（金）～6月2日（金）午後3時（必着）
- イ 質問方法：本要項第11項に記載の問い合わせ先まで、様式1を電子メール又はFAXにより送付すること。送信後、正しく送付されているか電話で確認すること。なお、口頭または電話による質問は受け付けない。
- ウ 回答方法：質問があった場合は、平成29年6月7日（水）午後5時（予定）に御堂筋完成80周年のホームページ（<https://mido-suji80.info/>）へ掲載する。なお、ホームページに掲載した回答に対する再質問は受け付けない。

(3) 技術提案書の提出

- ア 提出書類：技術提案書等として、申込者等の社名を記し押印した正本1部と、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外した副本9部を作成し、提出すること。副本においては、業務実績についても社名が分かるような表現を行わないこと。なお、必要に応じ担当者へのヒアリングを技術提案会前に行うことがある。

① 技術提案書（様式6）

表紙 技術提案の概要、技術提案のコンセプト、技術提案のポイント（独自性）

A 将来ビジョンの策定・とりまとめ

・御堂筋ビジョン2017の構成

B 将来ビジョンの検討（道路空間の再編）

・賑わいづくりのための官民連携方策に係る検討

② 経費内訳書（様式7）

委託事業を行うにあたって必要な経費の内訳を示すこと。

提出期限：平成29年6月23日（金）

③ 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- 資料名：平成24年度 御堂筋道路空間再編検討業務委託
平成24年度 御堂筋道路空間再編にかかる交通量調査業務委託
平成25年度 御堂筋道路空間再編にかかる社会実験業務委託
平成26年度 御堂筋道路空間再編検討業務委託
平成26年度 御堂筋における道路空間の利活用にかかる検証等業務委託
平成27年度 御堂筋道路施設デザイン検討業務委託
平成27年度 道修町線外1詳細検討業務委託
平成28年度 御堂筋道路空間再編に伴う調査検討業務
第1回 御堂筋完成80周年記念事業推進委員会 資料
第2回 御堂筋完成80周年記念事業推進委員会 資料

(4) 技術提案会（プレゼンテーション）

参加者は指定された日時に開催する技術提案会において、提出した技術提案書に基づき技術提案を行うこと。技術提案会は非公開とし、選定に関する質問や異議は一切受け付けない。

ア 実施日時：平成29年6月下旬 発注者が指定した時間・場所による

イ 実施場所：大阪市内 会議室〔予定〕

ウ 時間等：事業者別で1社あたり3名以内とし、1社30分以内（技術提案書による提案20分、質疑10分）

エ その他：提案会の会場は発注者より別途指示する。パワーポイント2010使用可能。パソコンを使用する場合はUSBを持参すること。会場でのインターネット接続はできない。また、パソコンの持ち込みは認めない。

8 選定に関する事項

(1) 評価項目及び配点

審査は、次に示す観点から公平かつ客観的に行う。

〔選定方法〕

ア 本技術提案の審査については、別に定める選定会議において、技術提案等書類審査及び技術提案について総合的に審査し、最も優れた者を受託予定者として選定する。

イ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合「提案内容の独自性、発信性」の項目において、得点が高い者とする。

ウ 上記においても優劣が付かない場合、「提案内容の妥当性」の項目において、得点が高い者とする。

評 価 事 項		配点
将来ビジョンの策定・とりまとめ	・ 事業目的、趣旨の理解度 ・ 提案内容の独自性、発信性	45点
将来ビジョンの検討 (道路空間の再編)	・ 提案内容の妥当性 ・ 提案内容の独自性、発信性	45点
業務実績	・ 類似事業についての業務実績	10点
合計		100点

(2) 配点基準

評価	評価基準	配点
A	評価項目において特に優れている	配点×100%
B	評価項目において優れている	配点×80%
C	普通	配点×60%
D	評価項目において説明や内容がやや不十分	配点×40%
E	評価項目において説明や内容が不十分	配点×20%

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と 技術提案内容またはその意思について相談を行う
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して技術提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 次順位の繰上げ

事業予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点の候補者が事業予定者に繰り上がるものとする。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、決定後速やかにすべての参加者に通知するとともに、御堂筋完成80周年のホームページ (<https://mido-suji80.info/>) に掲載する。なお、審査内容等についての質問や異議は一切受け付けない。

9 契約手続き

(1) 契約の締結

選定委員会で選定された事業予定者は、提案書に基づき、発注者と詳細な内容について協議を行い、正式な業務委託仕様書を作成のうえ、御堂筋完成80周年記念事業推進委員会の代表者と業務委託契約を締結する。

(2) 失格要件

選定後、事業予定者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、審査結果にかかわらず、既に決定した事項を取り消し、失格とする。

- ア 提出された提案書が次の要件の一つに該当することが判明した場合
 - ・ 虚偽の内容が記載されている提案書
 - ・ 著作権等、他者の有する権利を侵害する提案書
- イ 本業務委託契約締結前に大阪市において入札参加停止となった場合
- ウ 参加資格要件を満たさない事由が発覚した場合

1 0 その他

- (1) 技術提案や契約手続き等本件プロポーザルにかかる一切の費用については、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、審査の用途以外に、申込者に無断で使用しない。ただし、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づく請求があったときは、非公開情報（個人情報、法人等の正当な利益を害する情報等）を除き、情報公開の対象となる。
- (3) すべての提案書は返却しない。
- (4) 期限後の提出、差し替え等は一切認めない。
- (5) 参加申込期間中において、募集要項に変更が生じた場合は、御堂筋完成80周年のホームページ（<https://mido-suji80.info/>）に掲載する。
- (6) 申出書類に虚偽の記載をした者及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置並びに大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

1 1 問い合わせ先

御堂筋完成80周年記念事業推進委員会事務局（大阪市建設局道路部道路課内）
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階
担当：近安、外勢（電話：06-6615-6786 FAX：06-6615-6582）
e-mail：la0072@city.osaka.lg.jp